

令和6年12月吉日

お客様各位

吹田市千里山松が丘26番23号  
公益社団法人  
吹田市シルバー人材センター  
理事長 青木 博久

## 剪定作業に関する配分金の改定について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当センターをご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、剪定作業の時間当たりの配分金（報酬）につきまして、現在会員の熟練度により金額を1,100円～1,500円と定めさせていただいておりますが、令和6年10月に最低賃金が1,114円に改定されました。

剪定の就業会員はお客様宅への移動に要する交通費や時間、作業に必要な道具はすべて会員の自己負担であります。頂いた配分金で賄っていますが、作業によりどうしても必要道具は消耗してしまい買い替えなくてはなりません。また作業自体が高所での作業であり、事故のリスクも大きく、夏の猛暑日、冬の寒冷日も屋外で作業を行いますので、非常に過酷な作業であります。

こうした状況の中、作業会員の減少を防ぎ今後も業務を継続するために、誠に不本意ではありますが、令和7年1月からの作業につきまして下記の金額に改定させていただきます。お客様にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

「令和7年（2025年）1月より」

1時間当たりの配分金	1,300円
	）
	1,700円

※別途事務費が10%かかります。

※事務費が200円以下の場合は、200円に繰り上げさせていただきます。

※剪定くずの処分をセンターに依頼される場合は別途処分費がかかります。